

石川県物品調達電子入札運用基準

石川県総務部管財課

目 次

1 基本方針

- 1-1 電子入札実施の考え方
- 1-2 対象入札方式
- 1-3 補助的機能

2 紙入札

- 2-1 紙入札による参加
- 2-2 紙入札への移行の取扱い
- 2-3 紙入札から電子入札への変更

3 案件登録

- 3-1 受付期間等の設定
- 3-2 案件登録事項の変更

4 関係書類の提出

- 4-1 関係書類の提出方法
- 4-2 郵送による提出方法
- 4-3 ウイルス対策

5 見積内訳書の提出

- 5-1 見積内訳書の提出方法
- 5-2 郵送による提出方法
- 5-3 見積内訳書の事前審査
- 5-4 ウイルス対策

6 開札

- 6-1 開札方法
- 6-2 開札が遅延する場合の対応
- 6-3 開札の延期
- 6-4 入札書未到達かつ連絡のない入札参加者
- 6-5 入札の中止
- 6-6 入札書提出後の撤回等
- 6-7 電子くじ

7 入札情報サービス（P P I）

8 入札参加者の I C カード

8-1 I C カードの名義

8-2 I C カード不正使用等の取扱い

9 システム障害等

9-1 発注者側のシステム障害

9-2 入札参加者側のシステム障害

9-3 補助的機能を利用できなかった場合

10 随意契約

1 基本方針

1-1 電子入札実施の考え方

電子入札とは、コンピュータとネットワークを利用して参加申請から入札・落札者決定までの事務を行うものである。

電子入札の実施に当たっては、石川県の各発注機関が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として電子入札で実施し、書面による入札（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

1-2 対象入札方式

電子入札で処理する入札方式は、次のとおりとする。

- ・ 一般競争入札
- ・ 指名競争入札
- ・ 随意契約（複数者）
- ・ 随意契約（オープンカウンター）

1-3 補助的機能

電子入札を実施する場合、石川県から、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し通知を行うときは、電子入札システムにおいて行うものとし、入札参加者に対し通知のあったことを電子メール等により伝える機能を補助的機能という。

2 紙入札

2-1 紙入札による参加

執行機関の長は、電子入札案件において、入札参加者から、紙入札（見積）方式承認願が提出されたときは、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- ① 電子証明書（以下「ICカード」という。）が代表者の変更、破損、閉塞等により、再発行手続中である場合
- ② 入札参加者側のシステム障害により締切に間に合わない場合
- ③ 特定調達契約対象案件において紙入札を希望する場合

2-2 紙入札への移行の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として登録する。紙入札者としての登

録後においては、当該入札参加者に対し、電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

2-3 紙入札から電子入札への変更

紙入札方式で入札処理を開始した後の電子入札への変更は認めないものとする。

3 案件登録

3-1 受付期間等の設定

受付期間等の設定に当たっては、各入札方式とも紙入札における運用に準じて設定するものとする。

3-2 案件登録事項の変更

公告及び通知日以降において、登録した案件に錯誤があった場合等、登録内容を変更する必要がある場合は、次の手順により速やかに案件の変更を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して参加申請書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。
(修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01)
- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。
(修正例：「本案件は登録錯誤につき取消し、同一案件名称により再登録」)
- ③ 新規の案件として改めて登録する。
- ④ 既に参加申請書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して参加申請書等の送信等を依頼する。

4 関係書類の提出

4-1 関係書類の提出方法

参加申請書等に添付する資料（以下「関係書類」という。）は、原則として電子入札システムにおいて、電子ファイルにより提出させるものとする。

電子ファイルにより提出させる関係書類は、石川県がウェブサイトにて指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

4-2 郵送による提出方法

関係書類が、電子入札システムにおいて提出できない場合には、特別に郵送による提出を認めるものとする。また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。

郵送での提出を認める場合には、関係書類一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、次の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- ① 郵送する旨の表示
- ② 郵送する書類の目録
- ③ 郵送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、入札者の商号又は名称、発注担当部局・課名、「参加申請書在中」等の記載、入札日及び入札案件名の記載を確認できるものを有効な書類として認めるものとし、その書類を受領した場合には、速やかに電子入札システムによる受付票を発行するものとする。

4-3 ウイルス対策

執行機関の担当者は、提出された電子ファイルを直接操作せず、ウイルスチェックを行ってから操作するものとする。

入札参加者から提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム運用管理者に連絡するとともに、当該入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとする。

5 見積内訳書の提出

5-1 見積内訳書の提出方法

見積内訳書は、原則として電子入札システムにおいて、電子ファイルにより提出させるものとする。

電子ファイルにより提出させる見積内訳書の様式等は、石川県がホームページにて指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

5-2 郵送による提出方法

見積内訳書が、電子入札システムにおいて提出できない場合には、特別に郵送による提出を認

めるものとする。

郵送での提出を認める場合には、見積内訳書一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- ① 郵送する旨の表示
- ② 郵送する書類の目録
- ③ 郵送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、この場合は、二重封筒とし、表封筒に見積内訳書在中の旨を朱書きし、中封筒に見積内訳書を入れ、その表に入札者の商号又は名称、発注担当部局・課名等の記載、入札日及び入札案件名の記載を確認できるものを有名等の記載、入札日及び入札案件名の記載を確認できるものを有効な書類として認めるものとする。

5-3 見積内訳書の確認

全ての入札参加者が電子入札で参加している場合は、入札執行職員は、入札書提出締切処理後に見積内訳書の確認を必ず行うものとする。当該職員は、見積内訳書の内容が見積内訳書を審査する担当者以外に漏洩しないよう、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

5-4 ウイルス対策

執行機関の担当者は、提出された電子ファイルを直接操作せず、ウイルスチェックを行ってから操作するものとする。

入札参加者から提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム運用管理者に連絡するとともに、当該入札参加者と見積内訳書の提出方法を協議するものとする。

6 開札

6-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。ただし、紙入札者がいる場合は、入札執行担当者の開札宣言後、紙入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録し、電子入札システムにおいて一括開札し落札者を決定するものとする。

6-2 開札が遅延する場合の対応

開札予定時間から落札決定通知書、再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

6-3 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

6-4 入札書未到達かつ連絡のない入札参加者

入札書提出締切予定時間までに入札書が電子入札システムのサーバーに未到達であり、かつ入札参加者から連絡がない場合は、理由に関わらず、棄権したものとみなす。

6-5 入札の中止

入札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者に、その旨を通知するとともに、電子入札システムに結果を登録するものとする。

6-6 入札書提出後の撤回等

一度提出した入札書の撤回、訂正等は認めないものとする。

6-7 電子くじ

落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あり、電子くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、電子くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びに電子くじ実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、電子くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。

また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書を発行するものとする。

7 入札情報サービス（PPI）

電子入札案件であるか否かを問わず、各案件の入札公告、入札結果の公表等必要な事項の公表は入札情報サービス（PPI）にて行うものとする。

8 入札参加者のICカード

8-1 ICカードの名義

電子入札を利用することができるICカードは、有資格者名簿に記載されている代表者又は代表者から入札権限及び契約権限について委任を受けた者の名義のICカードに限るものとする。

8-2 ICカード不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、納品又は業務の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者が変更となっているにも関わらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

9 システム障害等

9-1 発注者側のシステム障害

発注者側の電子入札システムサーバー、ネットワークなどに障害が発生し、入開札が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合は、電子入札システム以外の方法（電話、FAX等）により、入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）に必要な事項を連絡するものとする。

9-2 入札参加者側のシステム障害

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により一部又は全部の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合は、電子入札システム以外の方法（電話、FAX等）により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

9-3 補助的機能を利用できなかった場合

入札参加者の電子メール受信機能の不具合等を理由に、補助的機能が利用できなかったことにより生じた入札参加者の不利益については、石川県は、何らの措置も講じないものとする。

10 随意契約

1から9までの規定は、随意契約について準用する。